

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025 年 9 月 30 日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 早川 周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原 1112 番地 1
【電話番号】	(098) 851-8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理本部長 田野口 浩太
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 中間会計期間
会計期間	自2025年 1月 1日 至2025年 6月30日
売上高 (千円)	240,931
経常損失 (△) (千円)	△40,343
中間純損失 (△) (千円)	△25,142
資本金 (千円)	246,490
発行済株式総数 (株)	1,761,700
純資産額 (千円)	△187,050
総資産額 (千円)	161,867
1株当たり中間純損失 (△) (円)	△15.04
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
自己資本比率 (%)	△115.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△88,494
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,859
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	123,339
現金及び現金同等物の中間期末 残高 (千円)	106,574
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	16〔26〕

- (注) 1. 1株当たり配当額については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
4. 当社は第8期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第7期の中間財務諸表は記載しておりません。
5. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標については、記載しておりません。

(参考情報)

回次	第 7 期中間 (連結)	第 7 期 (連結)
決算年月	自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日	自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 1 月 30 日
売上高 (千円)	266,253	589,144
経常損失 (△) (千円)	△33,657	△89,690
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	△35,315	△90,669
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△35,315	△90,669
純資産額 (千円)	△273,427	△328,781
総資産額 (千円)	182,997	160,038
1 株当たり純資産額 (円)	△169.06	△203.24
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△21.80	△55.98
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	△149.6	△205.7
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△13,611	△13,485
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△350
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△14,676	△32,352
現金及び現金同等物の (中間) 期末残高 (千円)	75,137	57,237
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	19〔46〕	16〔35〕

- (注) 1. 自己資本利益率については、期中平均自己資本額がマイナスであるため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、2025 年 6 月 23 日付で、当社の連結子会社であった九州アスティーダ株式会社（現 九州カーリーナ株式会社）の株式全株を売却いたしました。これにより、連結子会社が存在しなくなったため、当中間会計期間より非連結決算に移行しました。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、当社が保有する以下の連結子会社の株式全株を売却したため、連結の範囲から除外しております。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合又は被所有割合	関係内容
九州アスティーダ株式会社（注）1	福岡県 大野城市	11,000	スポーツ関連 事業	97.7% （注）2	当社の取締役2名が、当該会社の取締役を兼任しておりましたが、株式譲渡時に当該取締役は退任しております。

（注）1．本報告書提出時点において、「九州カーリーナ株式会社」に商号が変更されております。

2．2025 年 6 月 23 日の株式譲渡実行前の所有割合を記載しております。

4 【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2025 年 6 月 30 日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
16 [26]	34.7	2.3	4,252

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	4 [－]
飲食事業	7 [25]
アスティーダサロン事業部	2 [－]
全社（共通）	3 [1]
合計	16 [26]

（注）1．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を [] 内に外数で記載しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

（2）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日において当社が判断したものであります。

なお、業績及びキャッシュ・フローの状況について、2024年12月期中間期及び2024年12月期においては、(中間)連結会計期間の数値を記載しているため、前期(前年同期)との比較は行っていません。

(1) 業績

当中間会計期間(2025年1月1日～2025年6月30日)におけるわが国の経済は、昨年から引き続き原材料・エネルギー価格の上昇を受け、不透明な状況が続きました。一方で、雇用・所得環境は改善しており、緩やかな回復が続くことが期待されております。

このような経済環境を反映し、沖縄県においても原価、人件費等の経費が増加するなど、依然として厳しい外部環境に置かれているものの、訪日外国人が増加等による需要の増加が見込める状況であります。

当社グループはこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグ2024-2025シーズンにおいて、琉球アスティーダは惜しくもファイナルにて敗戦を期した結果優勝を果たすことが出来ず、シーズン2位となりました。業績に関しては新規スポンサーの獲得が鈍化しており、売上高は46,230千円、セグメント損失は△56,554千円となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、当会計期間において直営店を3店舗、フランチャイズ3店舗の営業により、売上高は59,405千円、セグメント損失は△13,944千円となりました。

(アスティーダサロン事業)

会員制経営者コミュニティサロンを運営するアスティーダサロン事業におきましては、会員数が堅調に推移したことに加え、2025年6月に大規模カンファレンスであるアスティーダエグゼクティブサロン2025 in 北海道での収益を計上した結果、売上高は135,295千円、セグメント利益は89,397千円となりました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は240,931千円、営業損失は△38,884千円、経常損失は△40,343千円、中間純損失は△25,142千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は106,574千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

使用した資金は88,494千円となりました。これは主に税引前中間純損失の計上が24,711千円、関係会社株式売却益15,177千円、仕入債務の減少額が25,899千円、契約負債の減少が33,404千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は24,859千円でした。これは敷金の差入による支出が318千円あった一方で、投資有価証券の売却による収入が10,000千円、関係会社株式の売却による収入が15,177千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は123,339千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出14,676千円があった一方で、第三者割当増資による収入が138,015千円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産を行っておりませんので、生産実績は記載しておりません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	438	-
飲食事業	26,322	-
アスティーダサロン事業	-	-
合計	26,760	-

(注) 1. 金額は仕入価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 2024年12月期中間期においては、中間連結会計期間の数値を記載しているため、前年同期比は記載しておりません。

(3) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	46,230	-
飲食事業	59,405	-
アスティーダサロン事業	135,295	-
合計	240,931	-

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3. 2024年12月期中間期においては、中間連結会計期間の数値を記載しているため、前年同期比は記載しておりません。

3【対処すべき課題】

2025年3月31日の発行者情報公表後、当中間会計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2025年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、以下を除き重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、当中間会計期間において営業損失38,884千円、経常損失40,343千円、中間純損失25,142千円を計上し、営業キャッシュ・フローは88,494千円の支出となりました。その結果、当中間会計期間末において187,050千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、子会社である九州アスティーダ株式会社（現九州カーリーナ株式会社）株式全株を売却し、さらに飲食事業においては、前事業年度末に営業を休止した2店舗に加えさらに2店舗の閉鎖を

行い、事業の赤字縮小に努めるとともに、成長事業であるアスティーダサロンに経営資源を集約してまいります。

また、今後も必要に応じて資金調達を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

(担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について)

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 3 月 1 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社グループ株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社グループ株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

(J-Adviser 契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその連結会計年度の末日に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には

当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日。（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日。）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合。（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日。

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日。）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取り扱い
甲が指定振替機関の振替業における取り扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入。（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一つの議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を

適当と認めた場合。

(J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項)

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

- (1) 当社は T リーグに参加するため、一般社団法人 T リーグと契約を行っております。
その概要は以下のとおりです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人 T リーグへの入会と、T リーグに参加する資格
契 約 の 期 間	1 年間
契 約 の 更 新	自動 1 年更新（前年のシーズンの 6 月 30 日までに申請しない場合）

(注) T リーグ規約のうち、下記の条文については、T リーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

〈Tリーグ規約〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第18条第1項	Tリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない、違反した場合、Tリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Tリーグチーム運営法人はそれらに従わなければならない。	第18条第1項及び同条第2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第166条第1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第2項	Tリーグチーム運営法人はTリーグに対し、Tリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第18条第1項及び同条第2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第166条第1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第4項	Tリーグは、Tリーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、TリーグおよびTリーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のTリーグチームの運営に支障を来さない限りにおいて開示することができる。	第18条第4項ただし書きに基づく開示について、Tリーグは、金融商品取引法第166条第1項に該当する重要事実に関してTリーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。Tリーグは、金融商品取引法第166条、第167条の2その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。 制裁規定第12条（2）の運用・解釈についても、第18条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第1項	Tリーグチーム運営法人は、Tリーグからの指示に基づき、Tリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第19条第1項、第2項及び第7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定第12条（3）の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第2項	Tリーグチーム運営法人は、当該Tリーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを経なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人であるTリーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	第19条第1項、第2項及び第7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定第12条（3）の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第7項	本条第1項から第4項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたは理事長が特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、1年間を上限として適用を猶予することができる。	第19条第1項、第2項及び第7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定第12条（3）の運用・解釈についても、第19条の上記運用・解釈に応じる。

〈制裁規程（Tリーグ規約）〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第12条第2号	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （2）同第20条（Tリーグチームの健全経営）第1項に違反した場合	制裁規定第12条（2）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第20条の上記運用・解釈に応じる。
第12条第3号	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （3）同第21条（Tリーグチームの株主）第2項から第6項までのいずれかに違反した場合	制裁規定第12条（3）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第21条の上記運用・解釈に応じる。

（2）当社はフランチャイジーとの間に「フランチャイズ契約」を締結しております。

フランチャイズ店（「バルコラボ」）は、当中間会計期間末において3社と契約しております。

契約期間	5年間
契約内容	フランチャイジーに対し、当社グループが開発した飲食運営のための独自のノウハウや商標等を使用して、店舗所在地で飲食業を行う権利を与えるとともに、店舗運営に関する指導を行っております。対価として、一定料率のロイヤリティを受け取っております。

（注）当中間会計期間末のフランチャイジーの契約社数は3社ですが、フランチャイジーによって発効日が異なりますので、発効日の記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

当中間会計期間末における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりであります。

なお、2024年12月期においては、連結会計期間の数値を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

（資産）

当中間会計期間末における流動資産は153,449千円となりました。

当中間会計期間末における固定資産は8,417千円となりました。

（負債）

当中間会計期間末における流動負債は223,985千円となりました。

当中間会計期間末における固定負債は124,933千円となりました。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産は、新株の発行による資本金の増加71,000千円、資本準備金の増加71,000千円があったものの、当期純損失を計上したことにより、187,050千円の債務超過となりました。この結果、自己資本比率は△115.8%となりました。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4 【事業等のリスク】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	2,738,300	1,761,700	1,761,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	2,738,300	1,761,700	1,761,700	—	—

(注)「公表日現在発行数」には、2025年9月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（2019年3月29日定時株主総会決議）

区 分	当中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{1}$$

3. 2019 年 11 月 13 日開催の取締役会決議により、2019 年 11 月 22 日付で普通株式 1 株につき 30 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
 - (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2019年11月22日臨時株主総会決議）

区 分	当中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数（個）	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

- 3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- （2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- （3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- （4）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第 3 回新株予約権（2020 年 1 月 30 日臨時株主総会決議）

区 分	当中間会計期間末現在 (2025 年 6 月 30 日)	公表日の前月末現在 (2025 年 8 月 31 日)
新株予約権の数 (個)	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	18,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	492 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020 年 1 月 31 日から 2030 年 1 月 30 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{1} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{1}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	当中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数（個）	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

- 3．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- （2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- （3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期满了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

- (3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年2月28日（注）1	20,000	1,639,700	10,000	185,490	10,000	147,990
2025年3月28日（注）2	22,000	1,661,700	11,000	196,490	11,000	158,990
2025年4月16日（注）3	50,000	1,711,700	25,000	221,490	25,000	183,990
2025年6月9日（注）4	50,000	1,761,700	25,000	246,490	25,000	208,990

- (注) 1. 有償第三者割当増資 20,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先個人2名
 2. 有償第三者割当増資 22,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先法人2社
 3. 有償第三者割当増資 50,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先法人1社
 4. 有償第三者割当増資 50,000 千円 発行価格 1,000 円 資本組入額 500 円 主な割当先法人3社、割当先個人2名

(6) 【大株主の状況】

2025 年 6 月 30 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合 (%)
早川 周作	沖縄県豊見城市	863,900	49.04
佐野 健一	東京都新宿区	85,600	4.86
MTGV 投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区錦 2 丁目 8-24 オフィスオオモリ 8 階	60,000	3.41
有限会社 FORWARD	大阪府大阪市北区天神橋 3-1-35	50,000	2.84
岡田 晃男	千葉県柏市	45,000	2.55
内藤 忍	東京都中央区	37,000	2.10
株式会社 Local Power	秋田県秋田市八橋大畑 2 丁目 3-1 WHITE CUBE 1 F	30,000	1.70
明星 智洋	東京都江東区	28,000	1.59
荒生 智啓	東京都渋谷区	27,000	1.53
五十部 紀英	東京都渋谷区	27,000	1.53
砂田 和也	東京都港区	27,000	1.53
西川 慶	東京都渋谷区	27,000	1.53
サイブリッジグループ株式会社	東京都港区南青山 2 丁目 2-15 ウィン青山 1214	27,000	1.53
計		1,334,500	75.75

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025 年 6 月 30 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,761,700	17,617	権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり、単 元株式数は 100 株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,761,700	—	—
総株主の議決権	—	17,617	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）2025年1月から6月については、売買実績はありません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人FRIQによる期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は、2025年6月23日付で当社が保有していた連結子会社である九州アスティーダ株式会社(現九州カーナ株式会社)の株式全株を売却しており、連結子会社が存在しなくなったため、当中間会計期間より中間連結財務諸表を作成していません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間 (2025 年 6 月 30 日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	106,574
売掛金及び契約資産	21,852
原材料	598
前払費用	25,204
その他	738
貸倒引当金	△1,520
流動資産合計	153,449
固定資産	
有形固定資産	0
投資その他の資産	
投資有価証券	23
長期前払費用	1,899
敷金	6,384
長期未収入金	15,263
貸倒引当金	△15,263
その他	110
投資その他の資産合計	8,417
固定資産合計	8,417
資産合計	161,867

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025 年 6 月 30 日)

負債の部

流動負債

買掛金	11,234
短期借入金	30,000
1 年内返済予定の長期借入金	29,352
未払金	35,880
未払法人税等	1,669
未払消費税等	3,156
契約負債	105,736
預り金	4,861
その他	2,094
流動負債合計	223,985

固定負債

長期借入金	124,933
固定負債合計	124,933

負債合計

348,918

純資産の部

株主資本

資本金	246,490
資本剰余金	208,990
利益剰余金	△642,930
株主資本合計	△187,450

新株予約権

400

純資産合計

△187,050

負債純資産合計

161,867

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
売上高	240,931
売上原価	110,807
売上総利益	130,123
販売費及び一般管理費	※ 169,008
営業損失 (△)	△38,884
営業外収益	
受取利息	21
利子補給金	27
その他	212
営業外収益合計	261
営業外費用	
支払利息	1,668
その他	50
営業外費用合計	1,719
経常損失 (△)	△40,343
特別利益	
固定資産売却益	454
関係会社株式売却益	15,177
特別利益合計	15,631
税引前中間純損失 (△)	△24,711
法人税、住民税及び事業税	430
法人税等合計	430
中間純損失 (△)	△25,142

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失(△)	△24,711
固定資産売却益	△454
長期前払費用償却額	232
貸倒引当金の増減額(△は減少)	3,003
受取利息	△21
支払利息	1,668
関係会社株式売却益	△15,177
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	13,731
棚卸資産の増減額(△は増加)	1,273
前払費用の増減額(△は増加)	△1,779
仕入債務の増減額(△は減少)	△25,899
未払金の増減額(△は減少)	1,295
契約負債の増減額(△は減少)	△33,404
未払消費税等の増減額(△は減少)	△6,334
その他	△36
小計	△86,613
利息及び配当金の受取額	21
利息の支払額	△1,242
法人税等の支払額	△660
営業活動によるキャッシュ・フロー	△88,494
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の売却による収入	10,000
関係会社株式の売却による収入	15,177
敷金の差入による支出	△318
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,859
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△14,676
株式の発行による収入	138,015
財務活動によるキャッシュ・フロー	123,339
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	59,703
現金及び現金同等物の期首残高	46,870
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 106,574

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、当中間会計期間において営業損失 38,884 千円、経常損失 40,343 千円、中間純損失 25,142 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 88,494 千円の支出となりました。その結果、当中間会計期間末において 187,050 千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、子会社である九州アスティーダ株式会社（現九州カーリーナ株式会社）株式全株を売却し、さらに飲食事業においては、前事業年度末に営業を休止した 2 店舗に加えさらに 2 店舗の閉鎖を行い、事業の赤字縮小に努めるとともに、成長事業であるアスティーダサロンに経営資源を集約してまいります。

また、今後も必要に応じて資金調達を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前事業年度については記載しておりません。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
役員報酬	17,880
給料手当	33,313
雑給	14,728
地代家賃	13,337
支払報酬料	14,382
外注費	13,757
旅費交通費	10,966
貸倒引当金繰入額	3,003

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本等に著しい変動があった場合の注記

当社は、当中間会計期間において、第三者割当増資を実施し、払込みを受けました。この結果、資本金が 71,000 千円、資本準備金が 71,000 千円、それぞれ増加し、当中間会計期間末において資本金が 246,490 千円、資本準備金が 208,990 千円となっております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

※現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)	
当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
現金及び預金	106,574
預金期間が 3 ヶ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	106,574

(セグメント情報等)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成していましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

【セグメント情報】

当中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調 整 額 (注) 1	中間損益 計算書計 上額 (注) 2
	スポーツ 関連事業	飲食事業	アスティ ーダサロ ン事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	10,958	58,638	17,565	87,163	-	87,163
一定の期間にわたり移転さ れる財またはサービス	35,271	766	117,729	153,768	-	153,768
顧客との契約から生じる収益	46,230	59,405	135,295	240,931	-	240,931
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	46,230	59,405	135,295	240,931	-	240,931
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	46,230	59,405	135,295	240,931	-	240,931
セグメント利益又は損失 (△)	△56,554	△13,944	89,397	18,898	△57,783	△38,884

(注) 1. セグメント損失の調整額△57,783 千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失は、中間損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれんの発生益)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

当社の主な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

(1株当たり情報)

前中間会計期間は中間連結財務諸表を作成しておりましたが、当中間会計期間は中間財務諸表を作成しております。そのため、前中間会計期間については記載しておりません。

項目	当中間会計期間 (2025年6月30日)
1株当たり純資産額	△106円40銭

項目	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△15円04銭
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△25,142
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△25,142
普通株式の期中平均株式数(株)	1,671,910
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失を計上しているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 30 日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 F R I Q
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 川 浩 平
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笠 原 寿 敦
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 8 期事業年度の中間会計期間（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失、中間純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当中間会計期間末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。